（厚生労働省組織規則の一部改正）

第二条　厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第七百七条第四十八号を次のように改める。

四十八　削除

第七百十二条第十二号の二を削る。

第七百四十二条第二十一号を次のように改める。

二十一　削除

附　則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年三月三十一日）から施行する。

○経済産業省令第四十九号

電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行に伴い、並びに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第四条第一項、第五条第一項第三号及び第九条並びに電気事業法等の一部を改正する法律附則第三十四条第一項及び第二項、第三十五条第一項及び第二項並びに第三十六条第一項及び第二項の規定に基づき、並びにこれらの規定を実施するため、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

経済産業大臣　林　幹雄

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第二条の二第二項」を「第三条第二項」に改める。

第四条第一項第二号イ中「特定契約電気事業者が指定する日に、毎月、当該」を「一般送配電事業者等が、毎月、当該一般送配電事業者等が指定する日に」に改め、同号ロ中「特定契約電気事業者」を「一般送配電事業者等」に改め、同号中トをチとし、ヘをトとし、ホを次のように改める。

ホ　当該特定契約電気事業者が当該特定契約に基づき当該特定供給者から調達する再生可能エネルギー電気の供給を受けるために法第五条第一項の接続に必要な費用が生じた場合には、当該費用に相当する額を当該特定契約電気事業者に支払うこと（当該特定契約電気事業者が当該費用の内容及び積算の基礎が合理的なものであること並びに当該費用が必要であることの合理的な根拠を示した場合に限る。）。

第四条第一項第二号中ホをヘとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ　毎月、特定契約電気事業者が指定する日までに、当該特定契約電気事業者が当該特定供給者から供給される認定発電設備の発電に係る電気の量の見込みを設定し、又は供給された認定発電設備の発電に係る電気の量を算定するに当たり必要な情報を特定契約電気事業者に提供すること。

第四条第一項第三号及び第四号を次のように改める。

三　当該特定契約電気事業者が当該特定契約に基づく再生可能エネルギー電気の供給を受けることにより、当該特定契約に係る法第五条第一項の規定による接続の請求の相手方である一般送配電事業者等（以下「接続請求電気事業者」という。）の供給区域における当該特定契約電気事業者が事業の用に供するための電気の量が、その最大の需要に応ずる電気の供給のために必要な量を追加的に超えることが見込まれること。

四　当該特定契約電気事業者が電線路を介して当該特定契約に基づき再生可能エネルギー電気の供給を受けることができないこと。

第四条第一項に次の二号を加える。

五　託送供給等約款等（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第十八条第一項の規定により接続請求電気事業者が経済産業大臣の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があったとき、又は同法第十九条第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）及び同法第十八条第二項ただし書の規定により経済産業大臣の認可を受けた料金その他の供給条件（同法第十九条第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）をいう。第六条第一項第二号ニにおいて同じ。）に反する内容を含むこと。

六　特定契約電気事業者（当該特定契約電気事業者が一般送配電事業者である場合を除く。）が電気事業法第二十九条の規定により届け出た供給計画に係る全国の区域の需要電力量が五億キロワット時未満であること。

第六条第一項第二号に次のように加える。

ニ　託送供給等約款等に反する内容を含むこと。

第六条第一項第三号イ中「講じたとしてもなお当該接続請求電気事業者の」の下に「一般送配電事業（電気事業法第二条第八号に規定する一般送配電事業をいう。以下この項において同じ。）又は特定送配電事業（同条第十二号に規定する特定送配電事業をいう。以下この項において同じ。）のための」を、「行ったとしてもなお当該接続請求電気事業者の」の下に「一般送配電事業又は特定送配電事業のための」を加え、「行われ、かつ、当該接続請求電気事業者が用いる太陽光発電設備及び風力発電設備の出力も当該特定供給者の認定発電設備の出力と同様に抑制の対象としている場合に行われるものである」を「行われている」に改め、「太陽光発電設備に係る損害にあっては、」の下に「当該抑制を受けた時間が」を加え、「当該抑制により生じた損害に」を「抑制により生じた損害に」に改め、「風力発電設備に係る損害にあっては、」の下に「当該抑制を受けた時間（当該風力発電設備の定格出力に対する出力の抑制の指示を受けた後の出力の割合に、当該抑制を受けた時間を乗じて得た時間を控除した時間とする。）が」を、「講じてもなお当該接続請求電気事業者の」の下に「一般送配電事業又は特定送配電事業のための」を加え、同イ(1)中「所有する発電設備（太陽光発電設備、風力発電設備、原子力発電設備、水力発電設備（揚水式発電設備を除く。）及び地熱発電設備を除く。以下この(1)において同じ。）及び接続請求電気事業者が調達している電気の発電設備」を「維持し、及び運用する電線路と電気的に接続されている発電設備（太陽光発電設備、風力発電設備、原子力発電設備、水力発電設備（揚水式発電設備を除く。）及び地熱発電設備を除く。以下この(1)において同じ。）」に改め、同イ(2)を次のように改める。

(2)　会社間連系線を用いた広域的な周波数調整の要請

第六条第一項第三号ロ中「電気の」を「一般送配電事業又は特定送配電事業のための電気の」に、「行われ、かつ、当該接続請求電気事業者が用いるバイオマス発電設備の出力も当該特定供給者の認定発電設備の出力と同様に抑制の対象としている場合に行われるものである」を「行われている」に改め、同号ハ中「イ(1)に掲げる措置」を「回避措置」に、「電気の」を「一般送配電事業又は特定送配電事業のための電気の」に、「行われ、かつ、当該接続請求電気事業者が用いるバイオマス専焼発電設備の出力も当該特定供給者の認定発電設備の出力と同様に抑制の対象としている場合に行われるものである」を「行われている」に改め、同号ニ中「イ(1)に掲げる措置」を「回避措置」に、「電気の」を「一般送配電事業又は特定送配電事業のための電気の」に、「行われ、かつ、当該接続請求電気事業者が用いる地域資源バイオマス発電設備の出力も当該特定供給者の認定発電設備の出力と同様に抑制の対象としている場合に行われるものである」を「行われている」に改め、同項第七号中「見込まれる電気事業者」を「見込まれる一般送配電事業者等」に、「指定する電気事業者」を「指定する一般送配電事業者等」に改め、同号イ中「当該指定電気事業者の」の下に「一般送配電事業又は特定送配電事業者のための」を加え、「接続請求電気事業者の」を「指定電気事業者の一般送配電事業又は特定送配電事業のための」に改め、「(当該接続請求電気事業者が用いる太陽光発電設備及び風力発電設備の出力も当該特定供給者の認定発電設備の出力と同様に抑制の対象としている場合に行われるものである場合に限る。)」を削り、同号ロ中「当該指定電気事業者の」の下に「一般送配電事業又は特定送配電事業のための」を加える。